

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」申請受け付けのご案内

給付金の支給対象となる可能性のある人がいる世帯主や、平成26年1月分児童手当当受給者へ7月8日頃に申請書を郵送します。各給付金の申請締め切りは、10月9日(木)(郵送は必着)です。

早めの申請、郵送での申請にご協力ください。

受付期間

■期間

7月9日(水)から10月9日(木)まで

※土、日曜日・祝日を除く

■時間

午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所

- 本庁…2階市民ホールまたは福祉課
- 荒川支所…1階予備室
- 神林支所…1階第2会議室
- 朝日支所…1階地域福祉室
- 山北支所…地域福祉室
- 岩船連絡所・上海府連絡所

臨時受付窓口開設

■7月12日(土)・13日(日)

■時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※岩船、上海府連絡所では行いません

夜間延長窓口開設

■本庁

7月10日(木)・15日(火)・17日(木)・22日(火)・24日(木)

24日(木)

■支所

7月10日(木)・17日(木)・24日(木)

■時間 午後7時まで

公務員の人の申請

児童手当を受給している人は、職場から申請書と証明書の交付を受け、申請してください。

※平成26年1月1日に村上市に住民登録をしていない人は、住民登録していた市町村へ問い合わせください

●問い合わせ

給付金担当窓口(福祉課内)
☎53・3797(直通)



市内の事業所、企業の皆さんへ

経済センサス-基礎調査・商業統計調査にご協力ください

7月1日を調査期日として、全国一斉に「平成26年経済センサス-基礎調査および商業統計調査」が行われています。6月下旬から調査員が、対象となる各事業所などに調査票を配布させていただいています。後日、調査員が調査票の回収に伺いますので、ご協力をお願いします。

じりくんとケイちゃん



●インターネットで回答ができます

今回の調査から、インターネットでも回答ができるようになりました。都合のよい時間に回答することができますのでぜひご利用ください。(インターネットでの回答は7月7日(月)が期限です)

なお、インターネットで回答した事業所には、調査票の回収には伺いません。

●調査の対象

全国全ての事業所および企業が対象の調査です。ただし、個人経営の農林漁業や家事サービス業など一部の事業所は除きます。

調査票の内容は、統計の目的以外に使用することはなく、厳重に保護されます。



情報化推進室 伊藤

●問い合わせ 政策推進課情報化推進室 ☎53-2111(内線501)